国会法の一部を改正する法律案　新旧対照表

○　国会法（昭和二十二年法律第七十九号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
第四十一条　常任委員会は、その部門に属する議案（決議案を含む。）、請願等を審査する。	第四十一条　常任委員会は、その部門に属する議案（決議案を含む。）、請願等を審査する。
②　衆議院の常任委員会は、次のとおりとする。	②　衆議院の常任委員会は、次のとおりとする。
一～十二　〔略〕	一～十二　〔略〕
十三　削除	十三　国家基本政策委員会
十四～十七　〔略〕	十四～十七　〔略〕
③　参議院の常任委員会は、次のとおりとする。	③　参議院の常任委員会は、次のとおりとする。
一～十一　〔略〕	一～十一　〔略〕
十二　削除	十二　国家基本政策委員会
十三～十七　〔略〕	十三～十七　〔略〕